

入院時食事療養費について

1.入院時食事療養費の基準額（総額）

	入院時食事療養費 （Ⅰ） （1食につき）	厚生労働大臣が定める治療食 及び特別な検査食 （特別食加算・1食につき）	食堂を備えた食事の提供 （食堂加算・1日につき）
① 流動食のみを提供	605円	なし	50円
② ①以外の食事療養	670円	76円	

2.食事療養標準負担額

対象者の分類	標準負担額 （1食につき）	
① 現役並み所得者・一般（下記以外）	490円	
② ③及び④に該当しない指定難病患者 若しくは小児慢性特定疾病児童等又は一定の要件を満たす精神病床入院患者	280円	
③ 非課税・低所得者Ⅱ ※1	90日までの入院	230円
	過去12ヶ月間で90日を超える入院	180円
④ 低所得者Ⅰ ※2	110円	

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全体が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の方（公的年金の場合は80万円以下）